熱中症対策の義務化に向けて

（令和7年6月1日施行 安全衛生法対応）

# 1. 目的

本手順書は、労働安全衛生法に基づき、作業場における熱中症の発生を未然に防止し、従業員の健康と安全を確保するための対策を明確にし、適切に実施することを目的とする。

# 2. 適用範囲

本手順書は、屋内外の高温多湿環境下で作業を行う全従業員に適用する。

# 3. 用語の定義

・WBGT値（暑さ指数）：気温・湿度・輻射熱を組み合わせた暑さの指標。
・高温多湿環境：WBGT値が28℃以上の作業環境。

# 4. 熱中症対策の基本方針

1. 作業環境の温度管理（WBGT値測定）を定期的に実施
2. 休憩時間と水分補給の確保
3. 教育と注意喚起の徹底
4. 高温時の作業内容・時間の調整
5. 熱中症発症時の緊急対応体制の整備

# 5. 実施手順

## 5-1. WBGT値の測定と記録

・測定機器を使用し、作業前・作業中・作業後にWBGT値を確認
・記録は毎日行い、3年間保管する

## 5-2. 作業時間・内容の調整基準（例）

|  |  |
| --- | --- |
| WBGT値 | 対応措置 |
| 25～27.9℃ | 作業時間を通常通り、適宜水分補給を指導 |
| 28～30.9℃ | 1時間ごとに10～15分の休憩、水分・塩分補給必須 |
| 31℃以上 | 作業を中止または短縮し、冷房環境で待機 |

## 5-3. 服装・装備の整備

・通気性の高い服装、冷却ベスト、帽子の着用を推奨
・保冷材の配布

## 5-4. 教育・訓練の実施

・年1回、全従業員に対して熱中症予防に関する教育を実施
・新入社員には入社時に必ず教育を実施

## 5-5. 緊急時対応手順

1. 熱中症の疑いがある従業員を涼しい場所に移動
2. 衣服を緩め、冷却・水分補給
3. 意識がない・改善が見られない場合は、直ちに救急車を要請
4. 事後報告書を上長および安全衛生管理者へ提出

# 6. 管理責任者

・熱中症対策責任者：〇〇〇〇（部署名・役職）
・安全衛生管理者：〇〇〇〇

# 7. 関連書類

・WBGT値測定記録表
・熱中症対策教育実施記録
・緊急対応報告書（様式〇〇）